

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
（再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
	1	小諸市	小諸市景観条例	届出制	不要	-	【景観形成基準】（小諸市景観計画） ・別添小諸市景観計画「12.景観形成基準」のとおり。	【景観形成基準】（小諸市景観計画） ・小諸市景観計画「12.景観形成基準」のとおり。	・標識の設置（規則第13条）	・助言及び指導等（条例第15条） ・勧告（条例第16条） ・勧告に従わなかった旨の公表（条例第17条） ・空地等に係る助言、指導及び勧告（条例第23条） ・管理に関する命令又は勧告の手續（条例第32条）	-
	2		小諸市動植物の保護に関する条例 ※R5.7/1施行	届出制	不要	-	【事業者の責務】（条例第5条） 動植物の適正な保護に向けた必要な措置及び動植物の保護に関する施策への協力	-	-	・行為の禁止又は計画変更の指導（条例第9条第4項）	-
	3	佐久市	佐久市自然環境保全条例	許可制	要	【自然保全地区内の行為の許可基準】（許可指導基準第2条4項～8項、11項） ・行為の計画、設計基準 ・切土、盛土の基準 ・防災対策、擁壁の基準 ・雨水排水施設の基準 ほか	【自然保全地区内の行為の許可基準】（許可指導基準第2条4項、13項、14項） ・切土、盛土等の法面が、芝張り、植栽等により緑化修景に努めるものになっていくこと。 ・建築物等の外部の色彩は、原色を避け、周辺の自然と調和を図ったものとして、原則として、彩度は8以下、明度は6以上9以下にすること。 ・公告等の掲出を伴うものにあたっては、同一敷地内における公告等の表示面の面積の合計を10平方メートル以下として原色系の蛍光塗料は避けること。	【自然環境保全協定】（条例第12条） ・自然環境の保全を妨げるおそれのある行為として規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、市長と自然環境を保全するために必要な事項について自然環境保全協定を締結しなければならない。	・勧告（条例10条） ・措置命令（条例11条） ・協定の履行の確保（条例13条） ・立入調査（条例14条）	【5万円以下の罰金】（条例16条） ・許可違反、措置命令違反【3万円以下の罰金】（条例17条） ・無届、虚偽の届出 ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
	4	佐久穂町	佐久穂町環境保全条例	許可制	要	・関係行政区 事業区域の境界から100m以内の区域を含む行政区。 ・地域住民 関係行政区に居住する住民。 ・近隣住民 事業区域の境界から50m以内の土地又は建物を所有する者。	・資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン ・環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドライン ・佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第6条	・佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱 ・佐久穂町環境保全基準	・佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第11条 （設置後の適切な維持管理等）	・佐久穂町環境保全条例第24条 （立ち入り調査等）	・佐久穂町環境保全条例第29条 第19条又は第20条の処分に違反した者、罰金10万円以下。 第15条、第16条、第17条の規定に違反した者、罰金3万円以下。
	5	軽井沢町	軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例	届出制	要	水平投影外周線から50m（敷地面積が1haを超える場合は100m）以内	-	【太陽光発電施設の基準】（軽井沢町の自然保護対策要綱 第4の1の(6)） ・施設は、保養地域のうち第一種低層住居専用地域を除く地域に設置するものであること。 ・施設は、敷地の境界線から原則10メートル以上後退すること。 ・施設の地上高は、必要最小限とするともに、太陽光の反射等により周囲に影響が生じるおそれがある場合又は施設の設置後に周囲への影響が認められた場合は、速やかに防眩処理等の対策を講ずること。 ・施設は、原則として周囲に植栽を行うこと。なお、植栽は、周囲に支障とならない程度に境界線から後退させること。 ・フェンスの設置に当たっては、色を茶系とし、フェンスと同等の樹高の植栽により周辺景観に配慮すること。ただし、設置する施設の出力が20キロワット未満の場合は、この限りでない。	・土地利用行為に係る標識の設置（軽井沢町の自然保護対策要綱 第9）	立入調査（第14条） 勧告（第15条） 公表（第16条）	-
	6	御代田町	御代田町環境保全条例	届出制	要	【地域住民との合意形成】（ガイドライン第7項） ・事業区域の境界から100m以内 ・土地又は建築物の所有者、居住者、事業区域の自治会 【協定】（ガイドライン第8項） 地域住民と合意や約束した内容を明確にするため、協定書等を作成し締結してください。本ガイドラインにて協定書案を「別紙」とお示しますので、参考としてください。 事業計画が合計出力50キロワット以上の太陽光発電設備を用いた事業の場合においては、設備の設置、運用、管理、撤去に関する協定を区と締結していることを環境保全条例に基づく届出受理の条件とします。 土地面積10,000㎡以上の太陽光発電施設設計画においては、開発行為届に併し、町と協定を締結することを、届出審査において勧告しない旨の通知（不勧告通知書）の条件とします。	【審査基準】（条例第18条） （1） 開発区域内の道路その他の公共施設が、災害の防止、通行の安全その他健全な生活環境の確保に支障のないような構造、規模及び能力で適正に配置されるよう措置されていること。 （2） 排水路その他の排水施設が、開発区域及びその周辺地域に水、汚水等による被害が生じないような構造及び能力で適正に配置され、又は配置されるよう措置されていること。 （3） 開発者の資力、信用及び土地の性状等からして当該開発行為の遂行が不可能でないこと。 （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が住民の適正な生活環境の確保のために必要と認めたこと。 2 前項各号に掲げる基準の適用について必要な要件は、規則で定める。 【関係法令】（ガイドライン第4項） ・事業者の責任において、関係法令を遵守	【事業者が配慮すべき事項】（ガイドライン第5項） ・太陽光発電設備の設置は、開発区域と隣接する土地の間に次の区分により緩衝帯を設置し、隣接する土地及び道路等から視認できないよう植栽し、フェンスを設置すること。フェンスの色彩は、周辺の景観と調和を図り、植栽は、フェンスの高さと同等以上とすること。	【事業者が配慮すべき事項】（ガイドライン第5項） ア 保守点検及び維持管理に関する計画を策定し、体制の構築を図ること。 イ 発電設備・フェンス・雨水排水設備について、定期的に保守点検を行い、破損等が発生した場合は、速やかに対応するとともに原因究明と再発防止の措置を講ずること。 ウ 事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう定期的な除草・清掃等を行うこと。 エ 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合は、速やかに現地を確認すること。また、これらの発生が予想される場合は、事前の点検等を行うこと。 オ 発電設備に異常が生じた場合は、電気事業法等の規定に則した適切な措置を講ずること。また、敷地外へ影響が及ばないよう適切に対応すること。地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、町や地域住民へ速やかにその旨を報告するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講ずること。 カ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画作成段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うこと。 キ 事業者の変更があった場合は、事業継承者が地域住民と合意した事項や事	・指導、助言及び勧告（条例第17条）（ガイドライン第10項）	【10万円以下の過料】（御代田町環境保全条例第57条） ・命令に違反した場合
	7	立科町	立科町開発基本条例	届出制	要	(規則第2条) ・ウ 開発行為を行うときは、事前に計画地に隣接する土地の地権者の同意を得ること。 エ 当該開発事業計画地の地域住民及び関係者(以下「地元住民等」という。))に対し、事前に説明会等により説明を行うこと。	-	【自然環境の保護基準】（規則第2条） ・現存する樹木、草類は、可能な限り残存させ、また、その地域に生育している同種植物を用いて積極的に植栽を行うこと。	-	【立入調査】(条例第14条) 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして事業地に立ち入り、当該地区若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。	【10万円以下の罰金】 第13条の規定による命令に違反した者 【3万円以下の罰金】 (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第14条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
	8	上田市	上田市景観条例	届出制	不要	-	・届出を要する行為等（第12条） ・届出を要しない行為（第13条） ・事前協議（第14条） ・届出書に添付する図書（第11条）	・景観計画への適合（第10条）	なし	・助言、指導等（第15条） ・公表（第17条）	なし

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
 （再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
	9	東御市	東御市環境をよくする条例	届出制	要	事業区域の自治体、周辺利害関係者、周辺利害関係自治体	・協定の締結（第43条） 【開発基準】（条例施行規則別表第6） ・関係法令及び条例の遵守 ・雨水処理	-	【開発基準】（条例施行規則別表第6） ・管理者の連絡先掲示	・報告の徴収及び立ち入り検査（第53条） ・改善勧告（第31条） ・停止命令（第32条）	【10万円以下の過料】（第56条） ・命令に違反した場合（完了後） 【5万円以下の過料】（第56条） ・命令に違反した場合（完了前） 【3万円以下の過料】（第57条） ・届出無しに着工した場合 ・虚偽の届け出をした場合 ・完了届を出さない場合
	10	長和町	長和町自然環境保全条例	届出制	要	【同意書の添付】(条例第6条第3項) 周囲の関係者又は地区代表者の同意書を添付しなければならない。	【開発基準】(規則第8条) ・排水路は上流の雨量放流先の排水能力を考慮した構造、規模とする。	【開発基準】(規則第8条) ・現存する植生、地形等は極力残存、自然環境保全、樹林は可能な限り残存、積極的に修景植栽を行う。 ・主要道路の両側15m以内には建築しないこととし、緑地帯とする。	【開発基準】(規則第8条) 開発事業により設置する道水路等の管理体制を明確にする。	・公害の発生、環境保全に支障があるときは計画変更、改善について指導(20条) ・原状回復、中止、必要な措置について勧告(21条) ・措置命令(22条) ・報告の徴収及び立入検査（25条）	-
	11	諏訪市	諏訪市自然環境保全条例	届出制	不要	-	-	【開発に対する届出】 ・保全地域での開発に限り、以下が伴う場合は、諏訪市自然環境保全条例第11条により届出が必要。①⑥のみ協定締結が必要。 ① 1ha以上の土地の形質変更 ② 高さ13メートル以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物その他工作物の新・改・増築 ③ 長さ30m以上の送水管設置 ④ 高さ30m以上の鉄塔設置 ⑤ 20m以上のダム設置 ⑥ 長さ1,000m以上の車道設置 ⑦ 長さ100m以上の送電線設置 【揚水に対する届出】 ・同条例第26条により揚水井戸の設置を伴う場合には届出が必要。また協定の締結が必要。	-	・勧告（第16、30条） ・中止命令等（第17、35条） ・報告及び立入調査（第41条）	（第43条） 【50万円以下の罰金】 ・中止命令違反 【30万円以下の罰金】 ・開発禁止命令違反 【20万円以下の罰金】 ・無届出、虚偽報告等 【10万円以下の罰金】 ・揚水中止命令違反 【6万円以下の罰金】 ・揚水設置行為禁止命令違反 【4万円以下の罰金】 ・揚水関係の無届出、虚偽報告等
	12	諏訪市	諏訪市景観条例	届出制	不要	-	-	【施設設置に対する届出】 ・諏訪市自然環境保全条例の届出が行われない太陽光発電施設の建設等に際し、以下の場合に景観法による届出が必要。その際、規則で定める眺望点からの完成予想図、眺望点関係者及び行為地周辺住民への事前説明状況報告書等の添付を求める。（築造面積の合計が500㎡を超えるものが対象）	-	-	-
	13	茅野市	茅野市生活環境保全条例	届出制	要	【事業区域の境界から50m以内】（規則第21条） ※抑制区域内に設置する場合は100m以内（一部300m以内） ・土地及び建物の所有者及び居住者、関係区及び自治会等	【太陽光発電事業者の責務】（条例第36条の3） ・災害の防止に関する事項 ・生活環境及び自然環境の保全に関する事項 ・周辺景観の保全に関する事項 ・事業の運営に関する事項 ・事業の廃止に関する事項	【太陽光発電設備の設置及び管理基準】（規則第19条の2） ・事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採とすること。 ・太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することがないよう、黒もしくは濃紺又は低彩度かつ低明度とし、低反射なものを使用するとともに、位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。 ・太陽光発電設備の稼働音等が近隣住民及び周辺環境に影響を与えないよう、その配置及び構造について適切な措置が行われていること。 ・尾根、稜線、丘陵地及び高台への設置は、避けること。 ・隣地との境界部分については、必要に応じ、植栽により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。	（規則第19条の2） ・法に基づき、設備の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。 ・除草の際は周辺への影響を考慮し除草剤の使用を控えること、やむを得ず使用する場合は事前周知や薬剤の飛散防止措置が講じられること。 ・設備の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。 ・設備の運転開始後の事故などによる損壊時の事業継続又は第三者への損害に備え、損害保険等へ加入するよう努めること。 ・出力が50キロワット未満の設備にあっては、太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30パーセント以上の自家消費を行うこと。	・報告の徴収（条例第36条の10） ・立入り検査（条例第48条第1項） ・指導又は助言（条例第48条の2） ・勧告（条例第49条第2項） ・違反者の公表（条例第55条第2項及び第3項）	※事業区域が3,000㎡以上の場合は開発行為に該当するため下記を追加 【100万円以下の罰金】（条例第57条第1項（1）及び（2）） ・勧告又は命令に違反した者 ・現状回復命令等の規定に違反して、現状回復に代わるべき措置をとらなかった者 【10万円以下の罰金】（条例第57条第2項（2）及び（3）） ・開発行為の許可を受けないで開発をした者 ・開発行為の変更の許可を受けないで開発をした者
	14	茅野市	茅野市景観づくり条例	届出制	不要	-	【届出対象の基準】（茅野市景観計画） 出力10KW以上のもの（一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外）	【景観に関する基準】（茅野市景観計画） ・配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。 ・景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。 ・太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。	-	-	【事実の公表】（第14条第4項） 設計変更等の措置をとるよう勧告を受けた届出者がそれに従わない場合、その事実を公表することができる。

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
（再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
南信州地域	15	富士見町	富士見町環境保全条例	許可制	要	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の範囲を適用	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の規定を適用	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の規定を適用	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の規定を適用	・報告の徴収及び立入検査（第37条） ・監督処分等（第40条）	【10万円以下の罰金】（第43条） ・命令に違反した場合【3万円以下の罰金】（第43条の2） ・虚偽の報告又は調査及び検査を拒んだ場合等
	16	原村	原村環境保全条例	許可制	要	原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例による ・村の土地利用に関する計画に適合していること ・環境の保全に支障がないこと 地域住民及び近隣関係者（条例第8条第1項） 地域住民：事業区域を含む区及び自治会の区域に居住する住民 近隣関係者：事業区域の境界から400m以内の区域に土地又は建築物（事業所等を含む）を所有又は使用する者（条例第2条第1項第7号）	【開発許可の基準】（条例第28条） ・村の土地利用に関する計画に適合していること ・環境の保全に支障がないこと ・宅地開発にあっては第2節、保健保養地開発にあっては第3節に規定する開発基準及び規則で定める事項に適合していること ・風俗環境の保全に支障がないこと ・許可には条件を付すことができる。	・崖等が生じる場合の工法は次のとおり ・崖の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限りその崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配がとられていること。 ・切土する場合において、切土した後の地盤にすべりやすい土質層がある場合は、その地盤にすべりが生じない工法によること。 ・盛土する場合においては、盛土部分に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講ぜられていること。 ・崖面の保護を芝張りその他の工法で措置すること。 【保健保養地の開発基準】（条例第3節）（規則第16条） ・現存する植生、地形等は極力残存するものとする。 ・既存の水源等水量及び水質の維持に支障がないように水源の周辺の保護等の措置を講ずること ・土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けるものとする ・やむを得ず移動する場合には、土石の流出防止に万全を期するものとする。 ・野生動物の生息地、生育地繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮がされていること。	-	・立入り調査（条例第45条） ・勧告（条例第46条） ・措置命令（条例第47条） ・停止命令（条例第49条） ・原状回復命令等（条例第50条） ・違反者の公表（条例第52条）	【50万円以下の罰金】（条例第54条第1項） ・第47条、第49条及び第50条に規定する命令等に違反した者【30万円以下の罰金】（条例第54条第2項） ・第27条に規定する許可を得ず開発行為をした者 ・第16条第2項及び第28条第2項に規定する許可に附された条件に違反した者 ・第19条又は第30条に規定する変更の許可を得ず当該変更をした者 【20万円以下の罰金】（条例第54条第3項） ・第18条、第20条及び第29条に規定する届出を怠った者 ・第45条第1項に規定する立入り調査を拒み、妨げ又は忌避した者 ・第15条、第17条第1項及び第27条に規定する許可申請又は
	17	飯島町	飯島町景観条例	届出制	不要	-	-	【景観形成基準】（条例第11条） ・太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、敷地周辺からの景観に配慮し、パネルの配置や敷地周辺の緑化の工夫に努める。 ・太陽光発電施設等のパネルは、原則として反射が少なく模様が目立たないものとする。 ・太陽光発電施設等を屋根や屋上及び壁面等に設置する場合は、周囲の色彩となじませよう努める。	-	・助言及び指導等（第15条） ・勧告（第16条） ・勧告に従わなかった旨の公表（第17条） ・変更命令（第19条）	-
18	中川村	中川村美しい村づくり条例	届出制	不要	-	-	【配置、意匠、色彩等の基準】（規則第6条） ・道路・隣地境界からの後退、周辺景観との調和 ・自然景観と調和した色調とすること。（運用として、フェンス等を含めた構築物の色彩をブラウン系色とすること）	-	・助言又は指導（第7条） ・要請又は勧告（第8条）	-	
南信州地域	19	飯田市	飯田市土地利用調整条例	届出制	要	【行為の周知等】（条例第4条の2） ・対象となる地域の住民、土地及び建物所有等に対し、会合の開催やその他の方法により周知に努めること。 【地域協議会の長への通知】（条例第6条） ・該当地域の地域協議会の長へ通知する。 【説明会】（条例第7条） ・該当地域の住民、土地及び建物所有者	【届出を要する行為】（条例第4条第1項） ・太陽電池モジュール設置面積が500㎡を超えるもの、太陽電池モジュール高さが10mを超えるもの、行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは、特定開発事業等の基準への適合を求める。 【土地の安全上必要な措置に関する基準】（規則第27条の2） ・地盤の勾配は30度以下 ・設置に係る遵守事項 ・維持管理に係る遵守事項	【工事施工に係る措置】（条例第26条） ・当該工事による周辺環境に影響を及ぼす影響を最小減とすること。	【維持保全】（条例第15条） ・利用を開始した時は、条例に適合した状態を維持し、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。	【届出及び勧告等】（条例第4条第3項） 【事業完了の確認等】（条例第13条） 【報告及び立入調査】（条例第29条） 【情報の発信及び提供】（条例第32条）	-
	20	飯田市	飯田市景観条例	届出制	要	【行為の周知等】（条例第9条の2） ・対象となる地域の住民、土地及び建物所有等に対し、会合の開催やその他の方法により周知に努めること。 【地域協議会の長への通知等及び説明会の開催】（条例第12条） ・該当地域の地域協議会の長へ通知する。	【届出事項等】（条例第9条） ・法第16条第1項の届出は、規則で定める図書を添付して行う。 ・太陽電池モジュール設置面積が500㎡を超えるもの、太陽電池モジュール高さが10mを超えるもの、行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは、行為に対する基準である景観育成基準への適合を求める。	【飯田市景観計画】（普通地域における行為の基準 形態意匠） ・周辺の基調となる景観に調和した形態とし、全体としてまとまりのある形態とする。 ・周辺の建築物との調和に努めること。 ・背景のスカイライン及び周辺の建築物等との形態との調和に努め、周辺の田園の広がりに調和する形態に努めること。 ・周辺の山並みと調和する形態とすること。 ・屋根は原則勾配屋根とすること。 ・周辺の伝統的な様式を持つ建築物が多い場合は、その様式を継承し、又は取り入れた意匠とすよう努めること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の壁面処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物に比べ、規模が大きい場合は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺の調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分とし、デザイン等に配慮すること。 ・屋外設備は外部から見えないよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯広告物及び照明灯は、繁雑な印象を与えないようデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・太陽光モジュールを屋根材として使用する場合は、一体的に見える形態のものを使用し、パネルの色彩は、周辺と調和するものを選び、奇抜とならぬよう低彩度・低明度となるよう努めること。 ・パワコンディショナー等の室外設備は、公共空間から目立たない位置とし、周辺の景観に調和するよう木製格子、ルーバー等の設置、植栽等により修景を工夫すること。 ・太陽光モジュール、金属板、付帯施設の取り付け金物等の光沢のある素材を用いる場合は、反射が少なく、模様が目立たないものに配慮すること。 ・太陽光モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観に支障を生じない材料とすること。 ・一段の土地又は水面に設置される太陽光発電施設は、地域により高さの最高限度が異なり、連続して設置する場合は、最下部に位置する地盤面から最上部に位置する上端までの高さを、31メートル、20メートル、15メートルとすること。	-	【届出及び勧告】（法第16条第3項） 【勧告の手続き等】（条例第13条第1項） 【勧告に従わない場合の公表】（条例第13条第2項） 【変更命令】（法第17条第1項） 【情報の発信及び提供】（条例第46条）	【罰則】（法第101条～）
	21	松川町	松川町土地利用の届出等に関する条例	届出制	要	（条例第8条）当該届出に係る行為の対象となる土地の区域及び当該届出に係る行為により直接の影響が及ぶと町長が認める区域	（条例第7条）その届出に係る行為について災害の防止、周辺産業活動への影響、環境の保全、通行の安全等の住民生活への影響、景観保全等を勘案して、当該行為を行うに当たり配慮すべき事項について確認を行う	-	-	-	-

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
 （再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
	22	高森町	高森町土地利用の届出等に関する条例	届出制	要	-	-	-	-	確認、通知（第7条）	-
	23		高森町景観条例	届出制	要	-	-	-	-	助言、指導、報告（第12条第1項） 公表（第14条第1項） 助言、指導及び勧告（第20条）	-
	24	大鹿村	大鹿村美しい村づくり条例	届出制	不要	【審議会の設置】条例第16条 ・届出に関する重要事項について調査審議するため「大鹿村景観審議会」を設置し、村長の諮問に応じて調査審議する。	【工作物の種類】規則第2条第1項第10号 ・建築基準法に規定する建築物及び規則で定める工作物 【工作物の規模】規則第4条 ・建築物の高さ及び建築面積を規定	【事業者の責務】条例第5条 ・事業者はその責任において景観形成を図るため必要な措置を講じなければならない。 ・事業者はむらが実施する景観形成のための施策に協力しなければならない。 【自然景観の保持】条例第7条 ・事業者は所有地等について良好な景観維持のために適正な管理を行うとともに、豊かな田園景観の創出に寄与するとともに山林、原野については良好な景観維持のために適正な管理を行うよう努めるものとする。 【屋外に集積された物品等の適正管理】条例第8条	【事業者の責務】条例第5条 ・事業者はその責任において景観形成を図るため必要な措置を講じなければならない	【調査及び良好な景観形成施策の実施】条例第3条 【勧告または指導等】条例第15条	-
松本地域	25	松本市	松本市景観条例	届出制	不要	-	【松本市景観計画】（景観形成基準） ・関係法令及び条例の遵守	・稜線や斜面上部、高台等周囲から見通せる場所は避ける。 ・公共的な眺望点からの見え方に特配慮する。 ・施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光影響懸念される場合は、配置や向き傾斜の角度、材料植栽等の遮へいなどを工夫する。	・施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切維持管理し景観の保守に努める。	-	-
北アルプス地域	26	松川村	松川村づくり条例	許可制	要	近隣関係者 関係行政区（事業の影響を考慮して村長が必要と認めたとき）	・関係法令の遵守	【環境の保全】（条例第31条） ・樹木の伐採、地形変更（最小限）、環境の保全及び緑化、修景に努める。	・標識の設置（第15条）	・開発事業の実施状況その他必要な報告 ・村職員の立ち入り及び調査 ・承認内容と相違があった場合の改善指導及び勧告	・条例の不履行の場合事業者の氏名の公表
	27	白馬村	白馬村景観条例	届出制	要	県指定眺望点関係者	規定なし	【白馬村景観計画】ゼロカーボン社会を目指すうえで、再生可能エネルギーを生み出す手段の一つである太陽光発電施設の設置は大きな期待を背負っています。一方で、地上設置型の太陽光発電施設は、眺望景観を重要と捉える本村においては、決して好ましいものではありません。特に森林の皆伐や無計画な農地転用による設置は、規模の大小を問わず極力避けるべきであり、計画段階から特に配慮が必要です。 「白馬村太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱」やそのガイドラインに基づき、周辺地域との協議が整った上での設置を前提とし、周辺景観と調和させるため周囲を樹木で囲むなど適切な景観対策を講じることにより、直接目に触れないよう努めるものとします。	規定なし	(助言及び指導等) 第15条 村長は、良好な景観の育成のために必要と認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言若しくは指導をし、又は当該届出に係る行為の現況について報告を求めることができる。 2 村長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要と認めるときは、白馬村景観審議会の意見を聴くことができる。 (勧告) 第16条 村長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、白馬村景観審議会の意見を聴くことができる。 (勧告に従わなかった旨の公表) 第17条 村長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 2 村長は、前項の規定による公表に当たっては、当該者	景観法の定めによる
	28	小谷村	小谷村景観条例	届出制	不要	-	・届出等の対象となる行為や範囲 建築物・工作物の新築、増築、改築等。規則で定める規模以上のもの。	-	-	・助言、指導等（第13条） ・勧告（第14条） ・公表（第15条）	-
	29	長野市	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例	許可制	不要	-	該当なし	【許可の基準】（第5条） ・建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転等、条例で定める行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。市長は、許可申請の内容が、建築物の壁面後退、緑化率等、各基準に適合するものであるときは、許可しなければならない。	該当なし	・監督処分（第10条） ・立入検査（第11条）	【50万円以下の罰金】（第13条） ・命令に違反した場合 【30万円以下の罰金】（第14条） ・許可申請をせず、対象行為を行った場合 ・許可に付せられた条件に違反した場合 【10万円以下の罰金】（第15条） ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
	30		長野市の景観を守り育てる条例	届出制	不要	-	-	条例第6条 景観計画の策定（景観形成基準） 別紙、景観形成基準参照	条例第6条 景観計画の策定（景観形成基準） 別紙、景観形成基準参照	・事前協議、助言（条例第10、11条、規則第4、5条） ・助言、指導、勧告(法による)及び事実の公表（条例第17条）	-

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
（再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
	31		長野市自然環境保全条例	許可制	不要	-	-	<p>【保全地域における行為の許可等】（第12条）</p> <p>・次に掲げる行為について、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。(4) 木竹を伐採すること。(5) 水面を埋め立てること。(6) 井戸を掘削すること。(7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。</p> <p>【保全地域内の行為の許可基準】（規則第6条）</p> <p>・別紙のとおり</p> <p>【事前協議】（第15条）</p> <p>・面積が3,000平方メートル以上の土地の形質を変更しようとする場合、当該行為の計画の内容について着手しようとする日の60日前までに市長に協議しなければならない。</p> <p>【自然環境影響調査】（第16条、規則第13条）</p> <p>・面積3,000平方メートルを超える土地の形質の変更を伴う場合は、自然環境影響調査を実施し、その結果を着手しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。</p> <p>【適用除外】（第18条、規則第16条）</p> <p>・環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定める法律（環境影響評価法）及び長野県の条例（長野県環境影響評価条例、長野県自然環境保全条例）の適用を受ける対象事業については、適用しない。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> ・中止命令（第13条） ・報告の徴収（第14条） ・指導、勧告、中止措置等（第19条） ・検査及び立入り（第20条） ・自然環境の修復が必要になった場合は原因者負担により復元しなければならない（第21条） ・実地調査（第22条） ・自然環境保全推進委員を置く（第23条） ・違反者の公表（第24条） 	<p>【1年以下の懲役又は10万円以下の罰金】（第26条）</p> <p>・命令違反した場合</p> <p>【6月以下の懲役又は10万円以下の罰金】（第27条）</p> <p>・規定に違反した場合又は許可に付けられた条件に違反した場合</p> <p>【3万円以下の罰金】（第28条）</p> <p>・規定による報告をしない、若しくは虚偽の報告、又は立入検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合</p> <p>・規定による立入その他の行為を拒み、又は妨げた場合</p>
	32		旧大岡村観光開発基本条例	許可制	不要	-	-	<p>※長野市環境保全条例は合併時に、大岡村の編入に伴う経過措置を設け、旧大岡村地区は大岡村観光開発基本条例の例によることとされる。</p> <p>・都市計画区域外（大岡地区）における1ha以上の開発行為について基本協定を結ぶこと。（第8条）</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告（第11条） ・措置命令（第12条） ・停止命令（第13条） ・立入検査（第14条） 	<p>【50万円以下の罰金】</p> <p>・停止命令違反（第16条）</p> <p>【30万円以下の罰金】</p> <p>・措置命令違反</p> <p>・届出をしない若しくは虚偽の届出をした場合</p> <p>・立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合</p>
	33		旧戸隠村自然保護条例	許可制	不要	-	-	<p>※長野市環境保全条例は合併時に、戸隠村の編入に伴う経過措置を設け、旧戸隠村地区は戸隠村自然保護条例の例によることとされる。</p> <p>・1,000㎡以上の造成又はその土地の形質変更の場合、市長の許可を受けなければならない。（第23条、規則第3条）</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査（第29条） ・勧告（第30条） ・処置命令（第31条） ・処置の届出（第32条） ・停止命令（第33条） ・原状回復命令等（第34条） ・違反者の公表（第36条） 	<p>【10万円以下の罰金】（第38条）</p> <p>・命令に従わない場合</p> <p>・原状回復の措置をとならなかった場合</p> <p>【3万円以下の罰金】（第38条）</p> <p>・許可を受けなかった場合</p> <p>・立入検査の拒否、妨害、忌避</p>
	34		長野市伝統環境保存条例	届出制	不要	-	-	<p>伝統環境を保存するため、必要な土地の区域を伝統環境保存区域として指定しており、区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物、庭園その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却</p> <p>(2) 建築物、庭園その他の工作物の修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は生垣の設置等で外観を変更することとなるもの</p> <p>(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更</p> <p>(4) 土石類の採取</p> <p>(5) 竹木の伐採</p>	-	<p>助言、指導又は勧告（第7条）</p>	-
	35		長野市伝統的建造物群保存地区保存条例	許可制	不要	-	-	<p>【許可の基準】（第5条、保存計画）</p> <p>(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更で伝統的建造物の外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(4) 伝統的建造物以外の建造物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(5) 伝統的建造物以外の建造物の移転については、移転後の当該建造物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(6) 伝統的建造物以外の建造物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の取り消し等（第8条） ・罰則（第20条） ・両罰規定（第21条） 	<p>【5万円以下の過料】（第20条、第21条）</p> <p>・許可を受けずに現状変更行為を行った場合</p> <p>・行為の停止命令に違反した場合</p> <p>・違反是正のための必要な措置命令に違反した場合</p>
	36	須坂市	景観をいかしたまちづくり条例	届出制・事前協議制	要	周辺住民等	-	<p>太陽光パネルの合計面積が500㎡（景観形成重点地域10㎡）を超えるものは届出が必要。周辺住民等への説明に関する書類の添付を求めている。また、1,000㎡超は事前協議が必要。</p>	-	-	-

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
（再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
	37	千曲市	千曲市美しいまちづくり景観条例	届出制	不要	-	関係法令：景観法 関係法令：「千曲市美しいまちづくり景観条例」 「千曲市美しいまちづくり景観条例施行」規則第3条第12号はじめ第10条 (別表第2)、第13条(3)カ(別表3)	【景観形成重点地区（娯楽地区）】 太陽光発電施設の建設等で、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が20㎡を超えるものは届出が必要。 【その他地区】 太陽光発電施設の建設等で、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるものは届出が必要。	-	・必要な措置を講ずるよう助言及び指導をすることができる(第14条)	・当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる(第14条) 2) ・勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる(第14条4)
	38	千曲市	千曲市生活環境保全条例	届出制	要	土地又は建築物の所有者、居住者、事業区域の自治会		【開発特別規制地区】 第4条2(1)及び第7条 原則として開発行為をしてはならない。 【開発普通規制地区】 第4条2(2)及び第7条4 規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨をとどけなければならない。	・市長は、良好な環境を保全するため、規制地域内について開発規制基準を規則で定めなければならない(15条)	・規定により開発協定を締結したときは、当該協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、市長は、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない(第17条)	・特に必要があると認めるときは、その行為の中止を命じ、原状回復を命じ、原状回復が困難な場合は、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(第19条)
	39	坂城町	坂城町生活環境保全条例	届出制	要	地権者、近接地権者及び事業区域の自治会長	(発電事業に限定した基準なし)	(発電事業に限定した基準なし)	(発電事業に限定した基準なし)	(発電事業に限定した基準なし)	なし
	40	高山村	高山村開発行為の調整に関する条例	その他	不要	-	8 防災等の措置 事業者が開発行為により、周辺地域に、ガケ崩れ、出水又は土砂の流出による災害を生じないよう、擁護壁、その他、土留等の設置について安全な措置を講じること	-	-	-	-
	41	高山村	高山村景観条例	届出制	不要	-	-	(事業者の責務) 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観資源の保全、育成を通じ、積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。	-	-	-
	42	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例	許可制	不要	-	○開発の制限(条例第15条) ○許可の基準(条例第18条) ・規則に定める自然環境の保全基準及び廃棄物の処理基準に適合していること。 ・環境保全に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。 ・関係住民及び関係住民自治組織の意見が反映された計画であること。 ・その他法令で定める基準に適合していること。	○自然環境保全協定の締結(条例第21条第1項) 許可を受けた事業者等は、町長と次に掲げる事項について自然環境保全協定を締結しなければならない。 ・開発方針及び開発計画に関する事項 ・道路の造成に関する事項 ・自然の保護及び植生に関する事項 ・水資源利用に関する事項 ・廃棄物の処理に関する事項 ・その他町長が必要と認める事項 ○協定の履行(条例第22条) 協定を締結した事業者は、協定を忠実に履行しなければならない。	○自然環境保全協定の締結(条例第21条第1項) 許可を受けた事業者等は、町長と次に掲げる事項について自然環境保全協定を締結しなければならない。 ・開発方針及び開発計画に関する事項 ・道路の造成に関する事項 ・自然の保護及び植生に関する事項 ・水資源利用に関する事項 ・廃棄物の処理に関する事項 ・その他町長が必要と認める事項 ○協定の履行(条例第22条) 協定を締結した事業者は、協定を忠実に履行しなければならない。	・無許可等の行為に対する措置(条例第23条) ・勧告(条例第24条) ・措置命令等(条例第25条) ・立入調査(条例第26条) ・許可等の取消し及び公表(条例第27条)	-
	43	飯綱町	飯綱町景観条例	届出制	不要	-	(景観計画への適合)(条例第9条) 【景観計画に定める景観形成基準】 「まちなかエリア」 ・野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除き、前面道路との境界線から5m以上後退。 「田圃里山エリア」 ・野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除き、前面道路との境界線から5m以上後退。 ・景観重要眺望点又は景観重要眺望路線から視認されにくい場所に配置 ・周囲および遠方から極力目立たないよう配慮。 「高原・保養エリア」 ・野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除き、前面道路との境界線及び隣接する敷地との境界線から10m超後退。 ・景観重要眺望点又は景観重要眺望路線から視認される場所への配置は極力回避。 ・周囲および遠方から極力目立たないよう配慮。	-	-	・届出行為に対する助言、指導又は報告(条例第13条) ・届出行為に対する勧告に係る手続(条例第14条) ・建築物又は工作物の形態意匠の基準不適合に対する変更命令等(条例第15条) ・既存の土地、建築物又は工作物に対する助言、指導又は勧告(条例第17条) ・良好な景観づくりのために必要な措置(条例第18条)	-
	44	中野市	中野市自然保護条例	許可制	不要	-	【許可の基準】(条例第10条) ・自然環境の保全に支障がないこと ・防災上適切な措置が講じられていること ・その他規則に定める基準に適合していること 【許可の基準】(施行規則第6条) ・設置に係る遵守事項	【事業者の責務】(条例第5条) ・市が行う自然の保護に関する施策に協力しなければならない 【その他の行為の基本】(条例第13条) 【自然休養地】(条例第14条) ・自然休養地において自然環境を乱し、景観を害する行為をしてはならない 【廃棄物の集積等】(条例第14条) ・廃棄物等を集積、保管又は放置してはならない。やむを得ず集積又は保管しなければならない場合は、自然環境を乱し、景観を害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。 【許可の基準】(施行規則第6条) ・開発地の芝張り、植栽等による緑化修景	【開発の基本】(条例第7条) ・自然休養地開発に起因する災害を未然に防止し、良好な自然環境を確保しなければならない	【立入検査】(条例第16条) ・自然休養地開発の土地に立ち入り、当該土地における自然休養地開発を検査させることができる 【中止命令等】(条例第17条) ・自然環境の保全のため必要があると認めるときは、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が困難な場合には、これに代わるべき措置を講ずるべき旨を命令することができる	【罰則】(条例第20条) ・10万円以下の罰金…条例第17条の命令に違反した場合 ・5万円以下の罰金…許可の規定に違反した場合 ・3万円以下の罰金…規定に違反して届出をしない又は虚偽の届出をした場合及び立入検査を拒んだ場合

太陽光発電施設設置に関する県内市町村条例（R5.4.17実施 照会結果）
 （再エネ単独条例以外 ※景観条例、自然環境保全条例等）

【参考資料2】

地域	番号	市町村名	条例等名称	規制手法	合意形成		安全確保措置 (許可・届出基準等)	環境・景観保全措置	維持管理等	調査・権限等	罰則等
					住民説明	地域住民の範囲					
北 信 地 域	45	飯山市	飯山市景観条例施行規則	届出制	要	地域住民等（地域住民（設置が計画される区域周辺の土地及び家屋の所有者）並びに区長（地域住民が属する行政連絡区の代表者））	無し	関係法令：飯山市景観条例施行規則（第8条関係） 太陽電池モジュールの築造面積の合計が20mを超えるもの（建築物の屋上又は屋根に追加で設置する場合は建築物の外観変更の規定を適用（変更面積が25mを超えるもの））	無し	・不適合の場合、勧告・変更命令 （飯山市景観条例第14条及び第15条） 関係法令：景観法（第16条及び第17条） ・指導及び助言（飯山市景観条例第13条）	従わない場合は氏名の公表 （飯山市景観条例第15条第2項）
	46	山ノ内町	景観条例	届出制	不要	-	-	景観計画に定める景観づくり基準に適合するよう努めなければならない（第9条）	-	指導、助言及び勧告（第13条）	勧告に従わないときは、その事実を公表することができる（第13条）
	47	木島平村	木島平村自然保護条例	許可制	要	該当の自治会及び近隣関係者（条例第18条及び規則第7条）	【許可の基準】（条例第18条） （1）自然環境の保全に支障がないこと。 （2）防災上適正な措置が講じられていること。 （3）該当自治会及び近隣関係者の同意が得られていること。 （4）その他村長が別に定める基準に適合していること。	【太陽光等自然エネルギー発電設備の許可の基準等】（規則第7条） ・現存する植生、地形等は極力残存させること。 ・土地の形質変更は最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合には、擁壁又は水抜きを設置若しくは段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期することし、擁壁の必要のない法面等については、植林及び芝張り並びに植栽等による緑化修景を速やかに実施すること。 ・その他開発地区内においては、修景及び植栽等を積極的に行うこと。	-	立ち入り調査（条例24条） 勧告（条例第25条） 命令（条例第26条）	【10万円以下の過料】（条例第30条） ・命令に違反した場合
	48	野沢温泉村	野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例	届出制	不要	-	なし	・建築物、工作物、広告物の建設等・土地の変更・その他景観に影響を及ぼす行為に対し届け出を求め、街づくり推進委員会において指導助言を行う。	なし	・行為の届出（第14条） ・指導及び助言（第16条）	なし
	49	栄村	栄村自然環境保護条例	届出制	要	生活環境に影響を受けるおそれのある住民	自然環境等の保全のため、開発行為及びその事業活動について、規制基準を定める。（第16条）	【自然保護条例 第5条】事業者は、その事業活動に当たっては、自然環境等を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、村が実施する自然環境等の保全に関する施策に協力しなければ措置を講ずるとともに、村が実施する自然環境等の保全に関する施策に協力しなければならない。	自然環境等の保全のため、開発行為及びその事業活動について、規制基準を定める。（第16条）	・報告の徴収、立入検査（第20条） ・中止命令、勧告（第17条）	（第28条）【50万円以下の罰金】 措置命令違反 【30万円以下の罰金】 虚偽の申告 報告無視、立入検査を拒む